

支給の対象となる経費と割合

経 費 区 分			学 部		小 学 部			中 学 部			高 等 部			経 費 の 説 明
			支弁区分	1	2	3	1	2	3	1	2	3		
教科用図書購入費										○	○	○	正規の手続きにより採択された教科ごとに各1種類の教科書の費用（知的障害を教育する特別支援学校の保健体育は含まない。）	
交 通 費	通 学 費	本 人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	もっとも経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の定期乗車券の額が基本だが、プリペイドカード等のより安価な方法で支給する場合もある。自家用車の場合、1日当たりの経費に出席日数を乗ずる。ただし、通勤途中等に児童等を学校へ送迎する場合は支給しない。	
		付添人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小1～3までの児童、小4～高等部までの肢体不自由または重度・重複障害の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額（通学費本人経費と同様に算出する。）	
	交 流 学 習 費		○	○	△	○	○	△	○	○	△	△	学校教育の一環として、交流学习に参加する場合の最も経済的な通常の経路による交通費の額。	
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本 人	○	△		○	△		○	△			小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料を含む。	
		付添人	○	△		○	△		○	△			肢体不自由または重度・重複障害の特別支援学校の児童生徒が参加する修学旅行に、校長の要請により付き添う付添人の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。（1名分）	
	校外活動等参加費	本 人	○	△		○	△		○	△			教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる、学校行事としての活動及び宿泊生活訓練に参加するために直接必要な交通費・見学料の額	
		付添人	○	△		○	△		○	△			教育計画上、保護者参加の活動である場合の保護者、および「修学旅行（付添人）」の付添人に準ずる者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・見学料の額（1名分）	
学 用 品 等 購 入 費			○	△		○	△		○	△			児童生徒が通常必要とする学用品購入の額 ・ノート、筆記用具等 ・副教材、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴等 ・実験実習用材料、作業衣等 ・児童が学用品として使用するパソコンソフト等 児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額 ・通学用服（制服等） ・靴（夏靴・冬靴・長靴等） ・雨具（雨傘・雨合羽・雨靴等） ・服飾小物（手袋・マフラー・帽子等） ・コート・ジャンパー等の上着類 ・そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる通学用品 ※通学の実態がない場合は支給できない。	
ICT機器購入費										○			・学用品・通学用品購入費の加算分として支給。	
新入学児童・生徒学用品費等購入費			○	△		○	△		○	△			新たに入学者児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。加算分として支給する。 ・通学用品（ランドセル・リュック・手提げ袋等） ・学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの ※4月中に就学した新1年生のみ支給。 ※ただし、生活保護の入学準備金の支給を受けた場合は支給できない。	
オンライン学習通信費			○			○			○				学校が、教育課程に位置づけられる教育・教材と同等として採用したオンライン学習において、保護者等が負担する通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入またはレンタルに係る費用を含む）	

※「支給割合」 ○→限度額内実費全額支給 △→限度額内実費半額支給 無印→支給なし